

# 太閤蔵入地と代官支配

橋 本 操 六

## 一 県歴史学界認知済み大名

文禄二年(一五九三)の大友吉統の豊後除国のあと、いわゆる太閤検地が実施され、秀吉馬廻り衆が配置されたことは周知のとおりである。かつては『大分縣政史』風土・沿革・通史篇に述べられるように、『豊後国志』や『太宰管内志』所収「豊後国軍記略」を基にして、直入郡岡中川秀成、大分郡府内早川長敏、国東郡高田竹中重隆、国東郡富来寛家純、国東郡安岐熊谷直陳、速見郡木付杉原長房、日田郡日隈宮木長次郎、海部郡臼杵福原直高、海部郡梅牟礼毛利高政(文禄四年日田日隈城代を兼ねる)が配置されたという。しかし、この配置は文禄二年閏九月時点での秀吉馬廻り衆配置を示す『駒井日記』と根本的に異なり、読者に誤解を与えたことは否定できない。

『駒井日記』により秀吉馬廻り衆配置を取りあげたのは、昭和四十九年山口啓二氏の「豊臣政権の成立と領主経済の構造」(『幕藩制成立史の研究』所収、校倉書房)、昭和五十一年藤野保氏の「九州天領の成立と展開」(『九州天領の研究』所収、吉川弘文館)、昭和五十八年森山恒雄氏の『豊臣氏九州蔵入地の研究』(吉川弘文館)のほか、『大分の歴史』(5)(昭和五十二年)・『大分県史』近世篇Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ(昭和五十八年・六十年・平成二年)、当該市町村誌の一部である。辞典類では『大分県地名大辞典』(昭和五十五年、角川書店)、『大分県の地名』(平成七年、平凡社)に取りあげられている。

『駒井日記』は検地結果を都合四十二万石とし、大野郡五万三二〇一石八斗代官太田小源吾、直入郡三万二九八〇石九斗三

升代官熊谷半次、大分郡五万七九二石代官早川主馬、海士辺郡四万四八〇〇石、内二万八〇〇〇石代官恒見弥五郎、残りは検地奉行の一人宮部法印が当面代官を命じられたという。

以上にあげた馬廻り衆や大名が文禄二年閏九月十四日以降、蔵入地代官あるいは大名として県歴史学会で認知されているのである。

## 二 県歴史学会未認知の大名

高柳光寿・松平年一共著で吉川弘文館から昭和三十七年に初版本が出された『戦国人名辞典』によると、太田一吉・熊谷直盛・早川長敏・恒見一直・宮部継潤・宮城豊盛・毛利高政・竹中隆重ら認知された人のほかに、豊後国内に所領を得た人として、文禄二年閏九月二万五三〇〇石の木下吉隆、同一万四〇〇〇石の木村吉清、同二万五〇〇〇石の駒井重勝の三人をあげている。

その記述内容を示すと

○木下吉隆(?)(一五九八)半介・大膳大夫、名は吉俊・吉種ともしてある。秀吉馬廻りの組頭、文禄元年朝鮮の役に名護屋城に駐屯。二年閏九月加増で豊後大野・直入・大分・海士辺四郡の内二万五千石、同月十三日また三百石加増(駒井日記)。十月三日従五位下大膳大夫(下略)。

○木村吉清 弥一右衛門、伊勢守

名は初め清久という。明智光秀の臣。山崎の戦当時は丹波亀山城代をしていたが、城を手際よく堀尾吉晴へ渡し秀吉に仕えた(中略)。十八年(天正)八月九日五千石から飛躍増加、奥州葛西・大崎三十万石となる。葛西・大崎両氏遺臣の騒乱で十九年二月九日没収された。十月蒲生氏郷の与力となり出羽米沢城主(武家事紀)、文禄二年氏郷の子秀行が滅知、下野宇都宮へ移封の節秀吉に召喚され、豊後の内で一万四千石を与えられた(中略)。……(藩翰譜、切支丹大名記)。

○駒井重勝 八右衛門・中務少輔

天正十四年以前から秀吉に仕え、また秀次の右筆。文禄二年閏九月秀次を離れ秀吉に直仕。豊後大野・直入・大分・海士辺四郡の内二万五千石を与えられた(駒井日記)。四年八月八日伊勢安芸郡徳田村・横地村千三百石を加増。

1600(慶長5)関ヶ原の戦直前

国別 居城名	大名姓名	石高 (千石)	就封 (西曆)	戦後処理
府内	早川長政	20	94→	改易没収
竹田(岡)	中川秀成	70	94→	旧領安堵
隈府	毛利高政	20	93→	〃
高田	竹中隆重	13	94→	〃
臼杵	太田一吉	65	93→	改易没収
富来	恒見一直	20	94→	〃
安岐	熊谷直盛	15	94→	〃
荷揚?	福原直堯	60	97→	〃
?	駒井重勝	25	94→	〃
?	木下吉隆	35	93→95	(95改易)

この三人の内、木下吉隆・駒井重勝については、昭和四十一年初版発刊の『角川日本史辞典』付録「豊臣時代大名表」の一六〇〇(慶長五)関ヶ原の戦直前の大名として上表のように表示されている。

さらに、昭和四十六年十月十五日新人物往来社から発刊された桑田忠親著『太閤家臣団』によると、

○木下氏同族、木下半介吉隆

秀吉に仕えて馬廻り組頭となり、また右筆をつとめた。文禄二年閏九月豊後四郡で二万五千石を領し、十月従五位下、大膳大夫に叙任された。同四年七月さらに一万石加増されたが、八月関白秀次事件に連座し薩摩に流され、島津義弘のもとに預けられた。慶長三年三月二十日配所において自害している。

と述べ、「太閤軍記にみえる直参衆」の項では、

○木下半介、名は吉隆という。正元・吉種ともいった。大膳大夫となり秀吉の奏者奉行をつとめてその功績大なるものがあつた。文禄四年七月関白秀次事件に連座して薩摩に流され、まもなく自害して果てた。

と説明している。

木村清久については

○木村伊勢守清久のち吉清、天正十九年二月所領没収、文禄二年秀吉に召喚され豊後の内で一万四千石を与えられたが、秀吉の死後、慶長四年か五年に死去したらしい。  
と述べる。駒井重勝については取りあげていない。

『国史大辞典』では、木下吉隆については「右筆衆」の項目で取りあげられ、木村吉清については岩出山、大崎・葛西一揆、福島(一)の三項目で名をみせるが、ともに豊後との関係については全く触れられていない。

駒井重勝については駒井日記とともに立項され、小島広次氏による解説がなされている。豊後との関係については、「石高は豊後国大野・直入・大分・海部四郡の内で二万五千石を与えられ、同四年八月八日、伊勢国安芸郡徳田・横地二カ村で千三百石加増」とみえる。

以上三人が県歴史学界未認知の大名である。

### 三 駒井日記の解釈

まず、駒井日記の關係部分を示してみよう。文禄二年後九月十四日条の第一三項目に

一豊後<sup>ノ</sup>檢地帳到来候、都合四拾貳万石御座候、一太田小源五大野郡日向境五万三千貳百壹石八斗御代官、此内を以自分に壹万石被下候、一直入郡三万貳千九百八拾石九斗三升熊谷半次御代官、自分に三千石被下候、肥後境に而候、一大分郡<sup>府内</sup>有之、五万七千九百貳拾九石早川主馬御代官、自分に壹万石被下候、一海士辺郡四万四千八百石之内貳万八千石垣見弥五郎御

代官、自分に貳千石被下候、一相残所者宮部法印御代官に而候、乍去近日毛利兵橋・宮木長仁など可被遣由に候、当年中豊後に官法有之而、御代官物成等可被相納之由候、則貳万石官法に当座代官仕候在々配分可仕候由に而、高頭に而被下候物成

者御代官所物成之ことくと被仰候、

史料中、大野郡の「此内を以自分に壹万石被下候」、直入郡の「自分に三千石被下候」、大分郡の「自分に壹万石被下候」、海士辺郡の「自分に貳千石被下候」の文節は、その上にある御代官にかかるものとする読み取りをして「代官給」を導き出したのが藤野・森山説と、それを踏襲した県内歴史書である。

しかし、大野郡の場合は「太田小源五は日向境大野郡五万三千貳百壹石八斗の御代官」であることをまず説明する。続いて「此内を以自分に壹万石被下候」という別の文節を継ぎ足したものであることは明白である。このことからすれば、他の三郡の場合も「……御代官」、「自分……被下候」の二つの文節に別けて読み取るのが妥当となる。

次に「自分」には①おのれ。自身。自己。②おのが分。自分自身の能力。③(代名詞的に)わたくし。われ。の意がある(広辞苑)が、日記という史料の性質からすれば、この「自分」は「代官自身」と読みとるのは誤りで、「日記を書いた者自身」と解釈するのが妥当である。すなわち、『戦国人名辞典』『角川日本史辞典』『太閤家臣団』『国史大辞典』の駒井重勝領豊後四郡二万五千石の大名説を是とすべきである。

次に木下吉隆の文禄二年閏九月の加増で大野・直入・大分・海士辺四郡のうち二万五千石と、同四年七月の一萬石加増についての出典は示されていないが、閏九月十三日の三百石加増は駒井日記で確認できる。また、木村吉清の一萬四千石の所在地は全く不明である。

したがって、四人の代官が支配した高は、太田小源五の場合の大野郡は五万三二〇一石八斗の検地高から、駒井重勝分一萬石と木下吉隆分を差し引いた高となる。以下、熊谷半次・早川主馬・垣見弥五郎の場合も同じ計算方法で計算しなければならぬであろう。

以上から、宮部法印が代官として支配したのは、海士辺郡四万四八〇〇石から垣見弥五郎支配高二万八〇〇〇石と、駒井分二〇〇〇石と木下分 $x$ を引いた分「一万四八〇〇石マイナス $x$ 」のほか、速見・国東・玖珠・日田四郡の合計額から木村分一

万四〇〇〇石を引いた分ということになる。

さらに、閏九月十四日からさして日をおかず、毛利兵橋と宮木長仁などが代官または大名として派遣されることになっていくという。加えて文禄二年中は豊後に宮部法印がとどまって代官物成等を納入せよとのことである。すなわち二万石を宮部法印が当面代官支配をしている在々に割り当てよとのこと、「高頭に而被下候物成」すなわち高に応じて徴収した年貢は代官所物成、つまり代官給として与えるというものである。

藤野氏はこの文節を「当座代官支配地として二万石を計上しているが、乍去近日毛利兵橋・宮木長仁など可被遣由に候」とし、毛利(高政)・宮木(長次郎)・宮城(豊盛のこと)両氏が「相残る宮部法印(継潤)支配下の太閤蔵入地を分掌したことを示している」と説明する。しかし、文節からこの説明は導き出せない。また、毛利については森山氏が指摘するように重政とするのが正しい。

また、森山氏は二万石を宮部法印の代官給としているが、代官給は「高頭に而被下候物成」であるので、二万石は豊後国を太閤蔵入地とした目的、すなわち朝鮮への食糧供給にあてるものであると解釈すべきであろう。

#### 四 毛利兵橋と宮木長仁

毛利兵橋について『太閤家臣団』は、「毛利兵吉、名を重政という。兵橋とも称した。旧姓は森氏。九郎左衛門高次の次男。勘八高政の弟にあたる。秀吉の馬廻で金切裂指物使番をつとめた。文禄元年(一五九二)朝鮮陣に出動し、同二年豊後の杵築で一万石余を領している(駒井日記・蜂須賀家譜)。関ヶ原の役には西軍に属し改易となったが、大坂落城ののち徳川氏に仕えた。寛永十七年(一六四〇)十月二十一日死去。年四十七」と紹介している。

豊後杵築一万石は『寛政重修諸家譜』巻第六百二十九大江氏毛利に「織田右府に属し、のち豊臣太閤につかへ豊後国木付城を賜はりて住す。慶長二年五月六日かの地にをいて死す。年四十七。法名西林。妻は大友左衛門督義鎮が女」とあることに依

処していると考えられる。石高については不明。

城内文書(『大分県史料(1)』所収)の城内氏歴世記には、「三年大坂代官毛利兵橋日出拜領、八幡宮之地ニ住居ス」とあり、『寛政重修諸家譜』や『太閤家臣団』は直ちに信用し難い。

死亡年月日も寛永十七年十二月二十一日と慶長二年五月六日と四三年の差があるものの年齢は共に四十七歳となっている。高政は『寛政重修諸家譜』によると、永禄二年(一五五九)生まれ、寛永五年死去で七〇歳とあることを基準に考えると、慶長二年四十七歳死亡説を採れば天文十九年(一五五〇)生まれとなり、高政の兄に当たることになる。また寛永十七年死亡説を採ると文禄二年(一五九三)生まれとなり、『駒井日記』文禄二年閏九月の条から否定されることになる。

両説いずれを採るかについて『寛政重修諸家譜』編さん時に、幕府が再三にわたって照会した御尋書(『佐伯藩史料 温故知新録』所収)によってみると、

藤原姓森氏、伊勢守高政ニ至、毛利ニ改候処、毛利兵橋系譜ニ者元平姓森氏ニ而豊後守弟高政同様、毛利輝元大江姓ヲ讓受ケ其節家之紋ヲ相改、当時大江姓之趣ニ付、打合相糺書出之事

と、兵橋は高政の兄との系譜を提出していたことが判明する。

この御尋に対し佐伯藩は、

毛利兵橋先祖統柄之儀、此度差出候古系譜中之通、民部大輔高政之弟ニ而御座候処、兵橋方ニ而者高政之兄之由申伝候趣不分明ニ有之、其上兵橋家ニ者長州毛利家江政随従、大江姓・紋所等ヲ茂讓受申候趣故、旁前々ノ致通路候而已ニ而、別家之様ニ茂不相心得候ニ付(中略)得与打合相糺申候処、兵橋重政儀者民部大輔高政之弟ニ相違無御座趣(下略)と、兄であることを強調している。

幕府はいずれにも軍配をあげず、

今の系譜に、もとは平氏にして、森を称す。十郎左衛門重高が長男を豊後守重政、二男を伊勢守高政といふ。豊臣太閤の命

により兄弟おなじく毛利輝元がもとに質たりしとき、輝元が申旨あるにより、太閤の命をうけて大江氏毛利にあらたむといふ。今按ずるに、家伝の説、毛利伊勢守高標が譜牒と互に異同あり。よりて各家のつたふるところにしたがひ、かれは藤原の支流に収め、これはもとのごとく大江氏に附す。事はかの譜に具すと、重政譜の最初に述べている。

次に、杵築か日出のいずれで代官支配をしたかであるが、城内氏歴世記には「四年徳善院代官杉原伯耆守日出拝領」とあるので、兵橋重政の日出支配は一年間という短い期間となる。杵築説についての史料は全くない。

次に宮木長仁について『戦国人名辞典』は、

○宮城豊盛(一五五五—一六二〇)、長次郎、丹波守、名は定勝。

文禄二年か秀吉から豊後の内を与えられる(駒井日記)、三年春豊後隈城の修築を担当。彼は日田郡豊臣直領の代官だった(豊後旧記)。

と述べ、『太閤家臣団』は、

○宮木右京亮 頼久と名乗る。丹波守豊盛の子。豊盛は秀吉の譜代の家臣で、豊後日田郡の蔵入領代官をつとめ、従五位下、丹波守に叙任され、豊臣の姓を与えられた。

と、子息頼久の項中で説明している。

宮木長仁の代官就任については、

豊後国以玖珠郡内日田郡之内、合五千石事令扶助之訖、全可領知候也、

文禄三

正月廿八日(朱印)

宮木長次とのへ

とある史料(日田市教育委員会蔵)によって明白である。代官給五千石は玖珠・日田両郡内に所在したが、その詳細については

不明である。また、代官支配の範囲については、「豊西記」「豊西説話」「日田造領記」「日田記」あるいは「豊後日田出口村書上」などにより玖珠・日田二郡であったと考えられるが裏付け史料はない。最後に『駒井日記』の四郡検地高と、「豊西記」にみえる八郡検地高、ならびに正保四年(一六四七)の豊後国郷帳を表にまとめたものを参考のため下に示しておく。

### 五 毛利高政と日田・玖珠

毛利氏系譜類は、毛利高政と豊後とのかわりかは天正十五年(一五八七)三月十五日に隈城を与えられ二万石を領したことに始まるという。幕府は『寛政重修諸家譜』の編さんにあたり、提出された系譜のうち不審な点について再三にわたり照会したことは先にも述べた。毛利氏と豊後の関係については、

御尋 伊勢守叙爵并官名改候年月日、文禄二年秀吉公が賜り候豊後国海部郡佐伯并日田・玖珠二郡高員数之事

御答 文禄二年秀吉公が賜候豊後国海部郡佐伯并日田・玖珠二郡之義、年月日相違仕候、天正十五年<sup>丁</sup>三月十五日、豊

後国日田・玖珠二郡、隈城高式万石賜之致領知罷在候処、慶長六年<sup>辛</sup>四月五日、東照宮様が同国海部郡佐伯城式万

石被下置、所替被仰付候、以後代々致居城候、

文禄2年太閤検地高と正保郷帳高

郡名	駒井日記	豊西説話	正保郷帳
大野	53,201石8斗	55,769石	57,705石5947
直入	32,980. 93	35,415	35,480. 6243
大分	57,929	55,985	58,792. 3690
海部	44,800	55,485. 99	46,372. 7390
速見	?	55,249	48,828. 8110
国東	?	101,917	52,935. 9600
日田	?	28,542. 85	29,032. 7440
玖珠	?	27,969. 17	28,151. 6730
計	420,000	416,333. 01	357,300. 5150

とのやりとりがなされている。さらに補足説明とし次のように申し出ている。

前書文禄二年豊後国海部郡佐伯ヲ賜候ト有之、年月日相違之儀、寛政十一<sup>乙</sup>年系譜御改有之、書出候砌、致書損候義ニ茂可有御座哉、勿論前書之通、天正十五年三月十五日、日田・玖珠之ニ郡賜之、文禄四<sup>乙</sup>未九月日附無之、右領知之御判物賜之候儀御座候、

つまり、佐伯を天正十五年に賜わったとしたのは書き損じとして除外するが、日田・玖珠二郡については判物もあると主張する。しかし、その判物は「元和三年<sup>丁</sup>巳六月廿五日、豊後国佐伯城二之丸失火之節、致焼失」したが、写しは持ち伝えているという。

高政が日田・玖珠二郡を天正十五年に拝領したという主張は、当時の豊後国の情勢等から学界全てが否定している。しかし、文禄二年海部郡佐伯を賜わったとしたのは書き損じであるとの毛利家の主張は、「豊城世譜」「豊後国軍記略」「日田造領記」「豊後日田出口村書上」あるいは佐伯藩所蔵の慶長二年の検地帳二冊、慶長六年五月二十七日の「海部郡佐伯庄戸穴村指出之帳」に、「御内入時代」と書かれていることなどから、佐伯藩の主張には何らかの意図があったことは確実である。次に文禄四年の判物についてみよう。「温故知新録」は

豊後国日田郡之内高式万石令附所畢、内千石<sup>考</sup>父九郎左衛門、式千石<sup>考</sup>弟権六江令配分、残壹万七千石之軍役可領知者也、  
文禄四<sup>未</sup>年九月日

#### 毛利民部大輔殿

の史料を示し、文禄の役に出陣して武功をあげたため拝領したものとしている。

ところが、文化八年(一八一二)佐伯より江戸屋敷に送られて来た朱印状写は、

豊後国代官所以日田郡之内式万石令扶助畢、以右之内父九郎左衛門千石、弟権六式千石可配分、自分之内三千石無役、壹万七千石之役儀相勤、全可領知候也、

文禄四年九月廿一日

毛利民部大輔とのへ

となっている。

元和三年の本丸焼失により原本はないが写は持伝えたという。とすれば一点の判物のうちどちらかは偽書ということになり、あるいは両方とも偽書の可能性も出てくる。記載内容の比較からも不審な点が多い。特に、幕府からの「文禄四年九月幾日ニ候哉、日付書入之事」という附札による再尋問に、右の領知の判物には九月日とのみあつて日付けはないと回答したにもかかわらず、日付けのあるもう一点の判物が存在するのも極めて不審である。

しかし、他の史資料で高政の日田・玖珠支配が確認されるので、高政が代官として任命されたことは事実であることになる。

## 六 友重書状にみえる日田・玖珠

内容から文禄四年十月二十一日付けとされる山中山城守長俊(橋内)にあてた毛利友重(高政)書状がある。

『駒井日記』にも「木下半介・山中・長束」あるいは「木下半介・山中橋内・長束大蔵」などと随所にみえる山中橋内は、『戦国人名辞典』によると、「山中長俊、一五四七―一六〇七、橋内、山城守。近江甲賀の人。文禄二年ごろ豊臣直領越前北袋銀山の代官。筑前の直領代官などしている。文禄二年閏九月十三日百石を加増さる(駒井日記)」と紹介されている。

また、『太閤家臣団』では、

○山中橋内 名を長俊という。近江甲賀郡山中の人。(中略)ついで秀吉に仕えて奏者・右筆・奉行をつとめ、従五位下、山城守に叙任し一萬石を領した。つまり直参衆でなく新参衆である。しかし直臣となっている。慶長五年の関ヶ原の乱に徳川氏に味方しなかつたため所領を没収されたが、西軍に参加したわけでもないから、のちに赦免されて家康の御咄衆に列した。

同十二年十二月二十四日死去。年六十一。

と長文の記事で紹介している。

さて、橋内あて友重書状は本文七条と追而書から成っているが、日田・玖珠に関係する条文を示すと、

一 今度豊後国日田郡・玖珠郡於兩郡、御知行八万三千石致拜領由にて、親にて候九郎左衛門方より如此書状一通計、上関よりこし申候て、其御朱印之事ハ不及申、御朱印  も貴公様よりの御添状をも一切こし不申候、其上此書状ニ慥成使者も飛脚もこし不申候て、上ノ関の我等やと与一左衛門と申ものをたのミ、其のものゝ舟子に越申、其身九郎左衛門ハ直ニ豊後へ罷渡由候付而、右之御礼之御請何共可仕様無御座候、其上年罷寄、又者如御存知之常々そこつものゝ儀ニ御座候間、於此方可致分別やうも無之、豊後へ相尋ニ遣候ハんにも今程海上も不輒時分候へハ、忝との御礼之御請も遅々仕候へハ、第一ニ公儀、其上かほと有難儀を御礼ぬかり候と、各様之被思召処も如何と存、御朱印之御文牒ニも定而可致相違とハ存候へ共、為御請先一通進上申候、御朱印を拜見不仕儀御座候間、是非く役ニハたち申ましきと存、別紙ニ我等判形計仕、是又進上申候間、可然様ニ被仰談、右ニ被成下候御朱印之御文言ニ致相応候様ニ被成御書付、態御披露被成御礼被仰上可被下儀、偏奉頼外無他候迎、かほとニ御取立之儀候へハ、此度之御礼とかく前後のかなめ之儀ニ御座候間、何様ニも奉任候、弥於被加御上使候者、生々世々有難可奉存知候、

一 右拜領之高頭并去年之古米・古雜米ニ至迄可被下との儀申越候、殊我等弟候権六も御知行式千石拜領仕由候、扱々重疊有難儀ニ候、申ながら拙者身躰ニたいしてハ、余以過分成御事ニ御座候付、于今不審いたし遣候、誠しからず奉存候、万一一く必定之儀にては御座候者、其処を猶以能様御礼被仰上候て可被下候、奉頼存候、

次に追而書は、「尚以身之余たる広大之高頭ニ御座候へハ誠きもをつぶし申候」「御礼之儀を九郎左衛門不念ニ仕、書状計こし申候事、言語道斷無是非次第ニ候」と述べ、最後に橋内に「其処を違脚不仕様ニ態々御取成候て可被下候」と、特段の分別を頼んでいる。

この書状の問題の第一点は、日田・玖珠兩郡で八万三千石の知行充行いが可能かどうかということである。

日田・玖珠両郡検地高の推移

検地高	日田郡	玖珠郡
天正19年検地	22,429石5斗4升	19,928石8斗5升
文禄4年豊西 説話	28,542.85	27,969.17
正保4年郷帳	29,032.744	28,151.673
元禄14年郷帳	31,490.266	29,333.497
天保5年郷帳	32,976.87141	31,097.55017
旧高旧領取調 帳	33,076.88441	30,201.54883

信用性については疑問が多いが、「豊西説話」の文禄二年の検地高は、日田郡二万八五四石八斗五升、玖珠郡二万七九六石一斗七升の計五万六五二石二升で、八万三千石には二万六四八七石九斗八升不足となる。なお豊後全体では四一万六三三三石一升で『駒井日記』の四二万とさして差はない。参考のため、天正十九年検地高・豊西説話検地高ならびに正保・元禄・天保の三郷帳と、明治初年の『旧高旧領取調帳』の両郡の石高を示すと次表のとおりである。いずれの場合も八万三千石には程遠い石高である。

森山氏は八万三千石を鵜呑みにし、「藤野氏前掲者、および大分県の歴史の紹介書は、全て毛利二万石説をとっているので訂正すべきである」と批判している。

しかし、前掲表に示したように絶対量が六万石前後であることから批判はあたらない。その答えは、友重自身の書状中からも随所で指摘されるところである。

- ① 朱印状・桶内の添状を友重は確認していないこと。
- ② 父からの書状も上関与一左衛門の舟子が持参したもので内容の確認もとれないこと。
- ③ 父は老年の上粗忽者であり、書状の内容を分別しようがないこと。
- ④ 朱印の文牒と相違するかもしれないが、有難く拝領した旨の一通を進上すること。
- ⑤ 朱印状未確認のため④の一通は役立たないかもしれないので、自分の花押を据えた白紙を送付するので、朱印状と整合する文書を作成

してほしいこと。

また森山氏は、知行・拝領とあることから代官地として預り地ではなかった、と考えねばならないとするが、この文言も粗忽者の父の書状にあったことが明らかであり、これによって友重の代官を否定するには無理があろう。さらに、友重の八万三千石充行の背景には山中橋内の力があつたとするが、一万石の右筆にそれだけの力量があつたとも思えない。

最後に、草葉村彦左衛門あて友重書状(県史料13石松文書)、慶長三年の家臣への知行充行(毛利高棟文書)などから、日田・玖珠両郡は文禄四年以降毛利高政領八万三〇〇〇石(権六領二千石・志賀親善領千石を含む)となり慶長五年まで継続したもので、両郡高から推定して豊臣蔵入地の存在は考えられないと結論ずけている。

この結論は、史料の友重書状が正文であること、したがって記載内容に間違いがないとの思い込みが強かったためで、日田・玖珠両郡の高が絶対量で八万三千石に幕末まで及ばないことから、全てにわたって再検討されなければならないことになる。